格付基準 (建設工事)

- 1 格付工種は、土木一式・建築一式・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の7工種とする。
- 2 格付けは、経営事項審査結果の工種ごとの評定値(客観点)と工種ごとの工事施行成績により算出した加減点(主観点)を合計して得た総合数値を基本とし、格付けごとの業者数は、過去の実績業者数および構成比を考慮して決定する。

総合数値の算定方法

ア 工事施行成績

- (1) 工種ごとに前3年度および前2年度の工事施行成績評定点の平均値(小数点第1位四捨五 入)を算出する。
- (2) 次の基準により、平均値に応じた加減点を求める。

| 平均値 | 85 点 | 80 点以上 | 75 点以上 | 70 点以上 | 65 点以上 | 60 点以上 | 60 点 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 以上 | 85 点未満 | 80 点未満 | 75 点未満 | 70 点未満 | 65 点未満 | 未満 |
| 加減点 | +50 点 | +30 点 | +20 点 | +10 点 | 0点 | -10 点 | -30 点 |

イ 地域貢献評価

- ・防災協定の締結 (+10 点) ・若年者の雇用 (+10 点) ・障がい者の雇用 (+10 点)
- ・保護観察対象者等の就労支援(+10点)・男女共同参画等への取組(+10点)
- ウ 評定値と加減点を合計し、総合数値を算出する。
- 3 上記2のほかAクラスについては、下記の条件を満たすものとする。ただし、建築一式はBクラスについても(1)を適用する。
 - (1) 次の工種は、特定建設業の許可を必要とする。 土木一式・建築一式 (Bクラスを含む。)・電気・管・鋼構造物・舗装・造園
 - (2) 各工種の技術者の必要数は、下記のとおりとする。

土木一式 5人以上(うち1級土木施工管理技士2人以上(1級建設機械施工技士および技術士を含む。)他は2級でもよい。)

建築一式 5人以上(うち1級建築施工管理技士2人以上(1級建築士を含む。)他は2級でもよい。)

ただし、土木一式、建築一式の技術者のうち、上記の資格者以外の者が監理技術者資格者証の交付を受けている場合は、2級技術者として取り扱う。

電 気 2人以上(うち1級電気工事施工管理技士1人以上(技術士を含む。))

管 2人以上(うち1級管工事施工管理技士1人以上(技術士を含む。))

鋼構造物 2人以上(うち1級土木施工管理技士1人以上(1級建築施工監理技士,1級建築士 および技術士を含む。))

舗 装 5人以上(うち1級土木施工管理技士2人以上(1級建設機械施工技士および技術士 を含む。))

造 園 2人以上(うち1級造園施工管理技士1人以上(技術士を含む。))

- 4 前回格付けされたランクより2ランク以上上位に変動する者は,前回格付けの1ランク上位に格付けする。
- 5 新規業者は、格付けされる位置の1ランク下位に格付けする。
 - ※ 新規業者とは、初めて申請をした業者および資格が1年以上中断して申請をした者をいう。 また、新たな工種を申請した者は、その工種については、新規業者として取り扱う。